

今月の税務トピックス

(ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除の見直し)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

令和2年度税制改正では、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」及び「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するためにひとり親控除が創設されました。また、男女における不公平を解決するために、寡婦(夫)控除の対象者となる範囲の見直しも行われました。

本稿では、ひとり親控除及び寡婦(夫)控除の改正の概要とその実務上の留意点について解説します。

I ひとり親控除の創設

1 制度の概要 (所法2三十一、81、所令11の2)

居住者が、ひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（寡婦又は寡夫である者を除きます。）で死亡の原因となるべき危機に遭遇した者のうちその危機が去った後1年以上その生死が明らかでないもの又は3年以上その生死が明らかでないもの等のうち、下記2に掲げる適用要件を満たすものをいいます。）である場合には、その者のその年分の総所得金額等から35万円を控除します。

2 適用要件 (所法2三十一、所規1の3、1の4)

ひとり親の適用要件は、次に掲げるとおりとなります。

- ① その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限ります。）を有すること。
- ② 合計所得金額が500万円以下であること。
- ③ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として「未届の妻」又は「未届の夫」である旨の記載がされた者がいないこと。

ロ その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫である旨の記載がされていないこと。

3 源泉徴収税額 (所法203の3①一二、203の6①二、別表第2～別表第4)

ひとり親控除については、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用（「扶養親族の数」+1で源泉徴収）できることとされます。

II 寡婦(夫)控除の見直し

寡婦(夫)控除の対象者となる範囲について、

次に掲げる見直しが行われました。

- ① 扶養親族その他その他と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限ります。）を有する寡婦の要件に、合計所得金額が500万円以下であることが追加されました。
- ② 寡婦(夫)の要件に、上記I 2③に掲げるいずれかの要件を満たすことが追加されました。
- ③ 改正前の寡婦控除の特例が廃止されました（旧措法41の17）。
- ④ その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限ります。）を有する寡夫に係る寡夫控除の控除額が35万円に引き上げられます。

III 適用関係 (令和2年改正法附則2,8,9)

上記I及びIIの改正は、令和2年分以後の所得税から適用され、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例によります（令和2年改正法附則2）。

また、ひとり親控除の源泉徴収は、令和3年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等について適用できることとされます。なお、給与所得者については令和2年分の年末調整において適用できることとする経過措置が講じられます。

おわりに

令和2年分の年末調整において、ひとり親控除の対象者となる場合には、「令和2年分の扶養控除等（異動）申告書」に「ひとり親控除」の欄が設けられておりませんので、「寡婦」、「寡夫」又は「特別の寡婦」欄を二重線で削除し「ひとり親」に訂正又は「令和3年分の扶養控除等（異動）申告書」の「令和3年分」を「令和2年分」に訂正して使用して下さい。

また、改正前は、「寡婦」、「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当していた者が、改正後は「ひとり親」又は「寡婦」に該当しないこととなる場合にも、令和2年分の年末調整において、該当しない旨の申告をする必要があります。

なお、これら「扶養控除等（異動）申告書」は、令和2年の最後の給与等の支払いを受ける日の前日までに、給与等支払者に提出する必要がありますので、留意して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。